

(2) 幼児期の学校教育・保育

① 幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業

子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業は以下の7種類です。そのほかに、従来の制度に基づく幼稚園や、従業員のみを対象とする事業所内保育所、認可外保育施設において幼児期の学校教育・保育を提供しています。

また、新制度では利用者の認定区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。認定区分は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により3区分に分かれています。

図表60 新制度に基づく幼児期の学校教育・保育の対象施設・事業

新制度の対象施設・事業		概要	利用者の認定区分
特定教育・保育施設	幼稚園	学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。	1号
	認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、0歳から5歳の子どもを対象としています。「教育標準時間」の4時間、「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間の利用時間があります。	1号、2号、3号
	保育所	保護者の就労等のため保育が必要な0歳から5歳の子どもを対象としています。保護者の就労時間等に応じて、利用時間が「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間に分かれます。	2号、3号
特定地域型保育事業	小規模保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。少人数（6人から19人）を対象に、小規模な施設で保育を行います。	3号
	家庭的保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。	3号
	事業所内保育	会社や病院の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	3号
	居宅訪問型保育	障害・疾患等で個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	3号

図表61 幼児期の学校教育・保育の利用者認定区分

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	概要
1号	3歳から5歳	なし	子どもが満3歳以上で、新制度の教育施設の利用を希望
2号	3歳から5歳	あり	子どもが満3歳以上で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望
3号	0歳から2歳	あり	子どもが満3歳未満で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望

② 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前児童を持つ世帯を対象とするアンケート調査で、保護者の就労状況や就労意向と、各施設の利用希望から量の見込み（施設・事業の必要利用定員総数）を推計し、計画期間の目標事業量として設定しました。

市内5つの提供区域ごとに、量の見込み（目標事業量）に対応できるよう、計画期間における必要利用定員総数を確保するための方策と実施時期を計画します。

直近の状況	● 施設の定員数（平成26年度） 幼稚園 7,740人 保育所 3,902人 ● 施設の入所児童数（平成26年度） 幼稚園 6,369人 保育所 3,829人 ● 3歳未満児の保育所利用率 17.9%												
量の見込み (目標事業量)	● 計画最終年度で、認定区分別の目標事業量は、1号認定が4,547人、2号認定が3,282人、3号認定が1,975人と推計されました。 ● 3号認定の保育利用率の目標値を以下のとおり設定します。 <table><tr><th></th><th>平成27 年度</th><th>平成28 年度</th><th>平成29 年度</th><th>平成30 年度</th><th>平成31 年度</th></tr><tr><td>保育利用率目標</td><td>19.4%</td><td>23.2%</td><td>29.3%</td><td>31.9%</td><td>34.0%</td></tr></table>		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	保育利用率目標	19.4%	23.2%	29.3%	31.9%	34.0%
	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度								
保育利用率目標	19.4%	23.2%	29.3%	31.9%	34.0%								

ア 全市域

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0 歳
量の見込み (a)	(人)	5,316	1,000	2,485	1,392	269	5,095	986	2,440	1,466	292
確保方策 合計 (b)		7,699		2,246	1,231	352	7,274		2,550	1,462	388
	特定教育・保育施設	99		2,246	1,190	344	1,989		2,550	1,373	362
	確認を受けない幼稚園	7,600					5,285				
	特定地域型保育事業				41	8				89	26
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
過不足 (c=b-a)		1,383		△239	△161	83	1,193		110	△4	96

事業の方向性 (確保方策)	● 保育認定子どものうち、3号認定子ども（0歳から2歳児）の量の見込みが高くなることが予想されるため、既存施設の定員拡充や認定こども園への移行を進めます。 ● 利用定員の適正化に努め、児童の処遇改善や施設運営の安定化を図ります。 ● 確保方策の偏在や、大規模開発等により急激にニーズが増加する場合などには、区域を越えた認可を行うなどの調整を図ります。 ● 確保方策の中心である教育や、保育を支える職員の待遇改善や資質向上に努めます。 ● 国の補助金等を活用した施設整備を行い、定員増や安全確保等に努めます。
------------------	---

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
4,876	968	2,385	1,518	313	4,677	953	2,340	1,571	331	4,547	954	2,328	1,626	349
	6,985	2,850	1,832	422		6,591	2,916	1,941	444		6,505	2,920	2,017	458
	3,065	2,850	1,744	399		3,036	2,916	1,839	411		2,950	2,920	1,856	399
	3,920					3,555					3,555			
			88	23				102	33				161	59
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
	1,141	465	314	109		961	576	370	113		1,004	592	391	109

イ 追浜・田浦行政センター区域

	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a) (人)	591	129	311	163	39	561	123	294	164	42
確保方策 合計 (b) (人)		825	407	194	61		763	404	204	62
特定教育・保育施設		90	407	179	54		168	404	189	55
確認を受けない幼稚園		735					595			
特定地域型保育事業				15	7				15	7
認可外保育施設			0	0	0				0	0
過不足 (c=b-a) (人)		105	96	31	22		79	110	40	20

ウ 本庁・逸見行政センター区域

	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a) (人)	834	191	400	270	45	814	189	391	284	49
確保方策 合計 (b) (人)		1,590	405	279	84		1,411	496	362	102
特定教育・保育施設		0	405	277	83		526	496	353	98
確認を受けない幼稚園		1,590					885			
特定地域型保育事業				2	1				9	4
認可外保育施設			0	0	0				0	0
過不足 (c=b-a) (人)		565	5	9	39		408	105	78	53

エ 衣笠・西行政センター区域

	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a) (人)	1,417	262	722	367	80	1,353	254	702	393	85
確保方策 合計 (b) (人)		1,565	599	318	86		1,597	623	348	98
特定教育・保育施設		0	599	309	86		707	623	316	88
確認を受けない幼稚園		1,565					890			
特定地域型保育事業				9	0				32	10
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
過不足 (c=b-a) (人)		△114	△123	△49	6		△10	△79	△45	13

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
533	117	277	162	43	493	108	255	159	44	480	105	247	158	45
	699	417	253	71		679	429	268	74		659	448	284	81
	244	417	238	64		224	429	253	67		204	448	241	64
	455					455					455			
			15	7				15	7				43	17
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
	49	140	91	28		78	174	109	30		74	201	126	36

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
791	185	380	288	52	775	183	373	291	56	776	185	373	295	59
	1,359	516	415	102		1,157	532	452	105		1,137	532	463	105
	729	516	413	101		822	532	450	104		802	532	461	104
	630					335					335			
			2	1				2	1				2	1
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
	383	136	127	50		199	159	161	49		176	159	168	46

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
1,286	244	678	411	90	1,220	235	654	429	95	1,193	234	650	449	99
	1,536	722	465	108		1,446	721	472	113		1,446	653	453	109
	996	722	430	98		976	721	436	98		976	653	412	90
	540					470					470			
			35	10				36	15				41	19
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
	6	44	54	18		△9	67	43	18		19	3	4	10

オ 大津・浦賀行政センター区域

	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a) (人)	1,229	198	457	254	49	1,157	196	452	275	54
確保方策 合計 (b) (人)		1,899	342	201	55		1,683	428	252	60
特定教育・保育施設		9	342	192	55		588	428	225	55
確認を受けない幼稚園		1,890					1,095			
特定地域型保育事業				9	0				27	5
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
過不足 (c=b-a) (人)		472	△115	△53	6		330	△24	△23	6

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a) (人)	1,245	220	595	338	56	1,210	224	601	350	62
確保方策 合計 (b) (人)		1,820	493	239	66		1,820	599	296	66
特定教育・保育施設		0	493	233	66		0	599	290	66
確認を受けない幼稚園		1,820					1,820			
特定地域型保育事業				6	0				6	0
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
過不足 (c=b-a) (人)		355	△102	△99	10		386	△2	△54	4

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
1,109	197	454	289	59	1,062	197	455	305	63	1,032	202	464	319	67
	1,498	569	276	60		1,431	610	309	71		1,401	611	336	73
	813	569	249	55		746	610	269	61		716	611	298	61
	685					685					685			
			27	5				40	10				38	12
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
	192	115	△13	1		172	155	4	8		167	147	17	6

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
1,157	225	596	368	69	1,127	230	603	387	73	1,066	228	594	405	79
	1,893	626	423	81		1,878	624	440	81		1,862	676	481	90
	283	626	414	81		268	624	431	81		252	676	444	80
	1,610					1,610					1,610			
			9	0				9	0				37	10
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
	511	30	55	12		521	21	53	8		568	82	76	11

(3) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

事業の概要	子どもや保護者の身近な場所で、幼児期の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等についての情報提供を行います。また、必要に応じて、子育てについての相談を受けて助言し、子育て支援の関係機関との連絡調整を行います。平成27年度からの新規事業です。
提供区域	5区域
事業の方向性 (確保方策)	はぐくみかん等公立施設を利用して必要な情報提供を行います。

ア 全市域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(か所)	5	5	5	5	5
確保方策	(か所)	0	1	1	1	5

イ 追浜・田浦行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(か所)	1	1	1	1	1
確保方策	(か所)	0	0	0	0	1

ウ 本庁・逸見行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(か所)	1	1	1	1	1
確保方策	(か所)	0	1	1	1	1

エ 衣笠・西行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(か所)	1	1	1	1	1
確保方策	(か所)	0	0	0	0	1

オ 大津・浦賀行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	0	0	0	0	1

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	0	0	0	0	1

② 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みを相談し、情報の提供を受けることのできる場を提供する事業です。本市では、平成26年時点で、市内6か所（愛らんどよこすか、愛らんど追浜、愛らんどウェルシティ、愛らんど田浦、愛らんど久里浜、愛らんど西）で実施しています。
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策）	● 愛らんどよこすか、愛らんど追浜のほかセンター型機能を持つ事業所の拡充を図ります。 ● センター型のほか認定こども園の子育て支援機能として地域子育て支援拠点事業の拡充を図ります。

ア 全市域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	（人日）	5,110	5,766	6,323	6,847	7,366
確保方策	（か所）	6	6	6	6	8

イ 追浜・田浦行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	（人日）	542	610	668	720	773
確保方策	（か所）	2	2	2	2	2

ウ 本庁・逸見行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	（人日）	817	948	1,047	1,143	1,241
確保方策	（か所）	2	2	2	2	2

エ 衣笠・西行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	（人日）	1,312	1,482	1,617	1,745	1,874
確保方策	（か所）	1	1	1	1	1

オ 大津・浦賀行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日)	1,076	1,231	1,354	1,472	1,584
確保方策 (か所)	0	0	0	0	1

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日)	1,363	1,495	1,637	1,767	1,894
確保方策 (か所)	1	1	1	1	2

③ 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦と赤ちゃんの健康を守るために、医療機関・助産所で行う健康診査費用の一部を補助する事業です。本市では、平成21年度から妊婦一人当たり最大で16回の妊婦健診の助成を行っています。
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策)	引き続き妊婦健診の助成を行い、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
対象者数 (人)	2,830	2,746	2,668	2,621	2,571
健診延べ回数 (a) (回)	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500
確保方策					
健診延べ回数 (b) (回)	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500
過不足 (c=b-a) (回)	0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策)	引き続き乳児家庭への家庭訪問事業を行い、育児不安の軽減を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	2,586	2,502	2,428	2,359	2,317
確保方策 (b) (人)	2,586	2,502	2,428	2,359	2,317
過不足 (c=b-a) (人)	0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要	養育訪問事業は、さまざまな原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図る事業です。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成されるこども家庭地域対策ネットワーク会議を開催しています。
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策)	引き続き養育支援が必要な家庭にヘルパーや助産師を派遣し、訪問援助を行うなど、子育ての負担軽減を図ります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人)	30	30	29	29	28
確保方策 (b)	(人)	30	30	29	29	28
過不足 (c=b-a)	(人)	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業

事業の概要	保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった時に、児童養護施設等で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策)	引き続き事業を継続し、子育ての負担軽減を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 0歳から5歳児の 延べ利用日数 (a) (人日)	16	16	16	15	15
確保方策 0歳から5歳児の 延べ利用日数 (b) (人日)	50	50	50	50	50
実施施設 (か所)	2	2	2	2	2
過不足 (c=b-a) (人日)	34	34	34	35	35

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学後）

事業の概要	保育施設等への送迎、開始時間前・帰宅後の子どもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と、援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策）	● 支援会員の募集を行い、会員数の充実を図ります。 ● 会員の資質向上のための研修会や支援会員、依頼会員同士の交流会を行い、制度の活性化を図ります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人日)	7,866	7,662	7,495	7,327	7,067
確保方策 (b)	(人日)	108,170	108,170	108,170	108,170	108,170
過不足 (c=b-a)	(人日)	100,304	100,508	100,675	100,843	101,103

⑧ 一時預かり事業

事業の概要	- 一時預かり（在園児対象型）は、幼稚園の在園児を対象として保護者の就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、幼稚園の標準的な開園時間外に一時的に子どもの保育を行う事業です。 - 一時預かり（在園児対象型以外）は、保護者の断続的、非定型就労や病気等の緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、教育・保育施設等で一時的に子どもの保育を行う事業です。 - ファミリー・サポート・センター事業は、未就学児の一時預かりも実施しています。子育ての援助を受けたい人と援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。									
提供区域	5区域									
事業の方向性 （確保方策）	- 教育・保育施設等での事業実施か所数の充実に努めます。 （一時預かり事業実施か所数）<table><tr><td>区分</td><td>平成26年度</td><td>平成31年度</td></tr><tr><td>在園児対象型</td><td>36か所</td><td>全施設</td></tr><tr><td>在園児対象型以外</td><td>8か所</td><td>31か所</td></tr></table> - 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターの施設向上のための研修会等の実施を図ります。	区分	平成26年度	平成31年度	在園児対象型	36か所	全施設	在園児対象型以外	8か所	31か所
区分	平成26年度	平成31年度								
在園児対象型	36か所	全施設								
在園児対象型以外	8か所	31か所								

ア 全市域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人日)	50,795	53,952	56,258	58,207	60,287
	一時預かり(在園児対象型)	29,930	32,010	33,876	35,679	37,873
	一時預かり(在園児対象型以外)	20,865	21,942	22,382	22,528	22,414
確保方策 (b)	(人日)	163,390	187,970	204,836	216,639	223,833
	一時預かり(在園児対象型)	29,930	32,010	33,876	35,679	37,873
	一時預かり(在園児対象型以外)	25,000	47,500	62,500	72,500	77,500
	ファミリー・サポート・センター	108,460	108,460	108,460	108,460	108,460
過不足 (c=b-a)	(人日)	112,595	134,018	148,578	158,432	163,546

イ 追浜・田浦行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人日)	5,307	5,536	5,687	5,697	5,845
一時預かり(在園児対象型)	3,258	3,408	3,537	3,551	3,729
一時預かり(在園児対象型以外)	2,049	2,128	2,150	2,146	2,116
確保方策 (b) (人日)	17,248	17,398	17,527	17,541	20,219
一時預かり(在園児対象型)	3,258	3,408	3,537	3,551	3,729
一時預かり(在園児対象型以外)	5,000	5,000	5,000	5,000	7,500
ファミリー・サポート・センター	8,990	8,990	8,990	8,990	8,990
過不足 (c=b-a) (人日)	11,941	11,862	11,840	11,844	14,374

ウ 本庁・逸見行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人日)	7,600	8,310	8,758	9,185	9,655
一時預かり(在園児対象型)	4,099	4,454	4,772	5,119	5,577
一時預かり(在園児対象型以外)	3,501	3,856	3,986	4,066	4,078
確保方策 (b) (人日)	67,169	75,024	77,842	83,189	83,647
一時預かり(在園児対象型)	4,099	4,454	4,772	5,119	5,577
一時預かり(在園児対象型以外)	10,000	17,500	20,000	25,000	25,000
ファミリー・サポート・センター	53,070	53,070	53,070	53,070	53,070
過不足 (c=b-a) (人日)	59,569	66,714	69,084	74,004	73,992

エ 衣笠・西行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人日)	14,019	14,940	15,546	16,025	16,663
一時預かり(在園児対象型)	8,386	8,993	9,505	9,943	10,654
一時預かり(在園児対象型以外)	5,633	5,947	6,041	6,082	6,009
確保方策 (b) (人日)	23,246	33,853	36,865	39,803	40,514
一時預かり(在園児対象型)	8,386	8,993	9,505	9,943	10,654
一時預かり(在園児対象型以外)	5,000	15,000	17,500	20,000	20,000
ファミリー・サポート・センター	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860
過不足 (c=b-a) (人日)	9,227	18,913	21,319	23,778	23,851

オ 大津・浦賀行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人日)	11,434	12,094	12,615	13,039	13,483
一時預かり(在園児対象型)	7,159	7,559	8,054	8,512	9,081
一時預かり(在園児対象型以外)	4,275	4,535	4,561	4,527	4,402
確保方策 (b) (人日)	24,159	29,559	37,554	40,512	41,081
一時預かり(在園児対象型)	7,159	7,559	8,054	8,512	9,081
一時預かり(在園児対象型以外)	2,500	7,500	15,000	17,500	17,500
ファミリー・サポート・センター	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
過不足 (c=b-a) (人日)	12,725	17,465	24,939	27,473	27,598

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人日)	12,435	13,072	13,652	14,261	14,641
一時預かり(在園児対象型)	7,028	7,596	8,008	8,554	8,832
一時預かり(在園児対象型以外)	5,407	5,476	5,644	5,707	5,809
確保方策 (b) (人日)	31,568	32,136	35,048	35,594	38,372
一時預かり(在園児対象型)	7,028	7,596	8,008	8,554	8,832
一時預かり(在園児対象型以外)	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
ファミリー・サポート・センター	22,040	22,040	22,040	22,040	22,040
過不足 (c=b-a) (人日)	19,133	19,064	21,396	21,333	23,731

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

事業の概要	就労時間の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等を利用している子どもについて、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策）	● 保育利用施設の全施設において、実施します。

ア 全市域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人)	2,839	2,870	2,879	2,895	2,932
確保方策 (b)	(人)	2,839	2,870	2,879	2,895	2,932
	(か所)	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
過不足 (c=b-a)	(人)	0	0	0	0	0

イ 追浜・田浦行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人)	313	303	293	279	273
確保方策 (b)	(人)	313	303	293	279	273
	(か所)	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
過不足 (c=b-a)	(人)	0	0	0	0	0

ウ 本庁・逸見行政センター区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人)	554	561	556	554	559
確保方策 (b)	(人)	554	561	556	554	559
	(か所)	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
過不足 (c=b-a)	(人)	0	0	0	0	0

エ 衣笠・西行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	630	649	660	671	693
確保方策 (b) (人)	630	649	660	671	693
(か所)	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
過不足 (c=b-a) (人)	0	0	0	0	0

オ 大津・浦賀行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	617	623	628	633	643
確保方策 (b) (人)	617	623	628	633	643
(か所)	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
過不足 (c=b-a) (人)	0	0	0	0	0

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	725	734	742	758	764
確保方策 (b) (人)	725	734	742	758	764
(か所)	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
過不足 (c=b-a) (人)	0	0	0	0	0

⑩ 病児・病後児保育事業

事業の概要	保護者の都合により一時的に家庭で保育できない病気や病気回復期の子どもを預かる事業です。本市では、乳幼児健康支援デイサービスセンターで実施しています。
提供区域	1区域
事業の方向性 (確保方策)	● 平成26年度は、1か所で実施（定員5人、年間概ね290日程度稼働）しています。 ● 平成31年度に新たに1か所を設置し、計画期間中に2か所で実施する予定です。 ● 稼働率の向上など効率的な運営ができるよう、事業の認知度を高めます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人日)	1,326	1,749	2,133	2,493	2,855
確保方策 (b)	(人日)	1,450	1,450	1,450	1,450	2,900
過不足 (c=b-a)	(人日)	124	△299	△683	△1,043	45

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業の概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。
提供区域	10区域（行政センター）
事業の方向性 （確保方策）	● 平成26年度当初では54クラブ（利用児童数1,574人）の運営が民設民営で行われています。 ● そのうち、15クラブが小学校内で運営しています。 ● 小学校内で運営できる学童クラブ数の増加を目指します。 ● 学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。 ● 放課後児童指導員の研修会を開催し、子どもとの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。 ● 学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。

ア 全市域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	1,693	1,793	1,892	1,993	2,092
確保方策 (b) (人)	1,816	1,861	1,937	1,997	2,381
(か所)	58	60	63	66	79
過不足 (c=b-a) (人)	123	68	45	4	289

イ 追浜行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	133	139	145	151	159
確保方策 (b) (人)	182	182	182	182	182
(か所)	5	5	5	5	5
過不足 (c=b-a) (人)	49	43	37	31	23

ウ 田浦行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	105	108	111	114	117
確保方策 (b) (人)	99	99	99	99	135
(か所)	4	4	4	4	5
過不足 (c=b-a) (人)	△6	△9	△12	△15	18

エ 逸見行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	37	36	34	34	33
確保方策 (b) (人)	0	0	0	0	36
(か所)	0	0	0	0	1
過不足 (c=b-a) (人)	△37	△36	△34	△34	3

オ 本庁区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	291	310	329	348	366
確保方策 (b) (人)	288	288	288	298	390
(か所)	11	11	11	12	16
過不足 (c=b-a) (人)	△3	△22	△41	△50	24

カ 衣笠行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	183	215	247	279	312
確保方策 (b) (人)	245	245	245	275	321
(か所)	7	7	7	8	10
過不足 (c=b-a) (人)	62	30	△2	△4	9

キ 西行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	185	202	219	236	252
確保方策 (b) (人)	198	213	213	213	285
(か所)	6	7	7	7	9
過不足 (c=b-a) (人)	13	11	△6	△23	33

ク 大津行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	133	152	171	190	210
確保方策 (b) (人)	280	280	290	310	310
(か所)	10	10	11	12	12
過不足 (c=b-a) (人)	147	128	119	120	100

ケ 浦賀行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	220	215	210	205	198
確保方策 (b) (人)	140	170	170	170	206
(か所)	5	6	6	6	7
過不足 (c=b-a) (人)	△80	△45	△40	△35	8

コ 久里浜行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	235	246	257	268	278
確保方策 (b) (人)	211	211	277	277	313
(か所)	5	5	7	7	8
過不足 (c=b-a) (人)	△24	△35	20	9	35

サ 北下浦行政センター区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人)	171	170	169	168	167
確保方策 (b) (人)	173	173	173	173	203
(か所)	5	5	5	5	6
過不足 (c=b-a) (人)	2	3	4	5	36

（４） 認定こども園の設置数や設置時期、認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園では、保護者の就労状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に提供することが可能です。また、単に「幼稚園」と「保育所」が併設されているのではなく、一時預かり事業、相談機能、情報提供機能等、地域の子育て支援の拠点機能を持つ施設であり、子育てに対するさまざまな不安や負担、孤立感を和らげ、子どもにしっかりと向き合えるような環境づくりの一翼を担う施設でもあります。

アンケート調査では「平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業」のうち、4分の1（25.9%）の世帯が認定こども園を希望しています。また、同様にアンケート調査で、認定こども園に関する意見を聞いたところ、「認定こども園を良いと思う」「利用したい」「増やすべき」といった意見が41.1%を占め、さらに、両親が共働きの世帯においても、幼児期の学校教育の利用を望む世帯（2号認定（教育））が多く存在するなど、本市の子育て家庭における認定こども園への期待や利用意向が、大きな割合で存在することが確認されました。

このようなことから、本市では、幼児期の学校教育・保育の一体的提供と、地域の子育て支援の充実を推進するための重要施策として、認定こども園の普及を位置付けることとします。

認定こども園の普及にあたっては、私立幼稚園・保育所の移行を支援するとともに、公立施設についても、必要に応じて認定こども園に移行します。

本計画期間における認定こども園の設置数（既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行が見込まれる数）は次表のとおりです。平成26年度時点で本市には認定こども園はありませんが、計画最終年の平成31年度には33か所の設置を目指します。

図表62 認定こども園への移行施設(予定)施設数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園型	〇施設	〇施設	4施設	8施設	6施設	6施設
保育所型	〇施設	〇施設	〇施設	〇施設	1施設	2施設
幼保連携型	〇施設	3施設	7施設	16施設	23施設	25施設
計	〇施設	3施設	11施設	24施設	30施設	33施設

※意向調査（平成26年9月実施）結果（こども育成部）

（５） 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

幼児期の学校教育・保育の質を高めるためには、幼稚園教諭、保育士をはじめとする職員の質を継続的に向上し、また子どもの状況にあわせた教育・保育が提供できるような体制が求められます。これまでも、研修や交流等に取り組んできましたが、新制度施行後は、認定こども園を中心として、地域に開かれた子育て支援を担うことが新たに期待されています。

そのため、認定こども園をはじめ、幼稚園、保育所等に従事する職員に対して、こども育成部と教育委員会において研修等を開催するなどし、さらに職員の配置基準の向上や、処遇の向上を図り、質の高い教育・保育の提供を目指します。

（６） 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取り組みの推進

学校教育・保育から小学校への円滑な接続については、子どもの発達や学びの連続性に配慮することが重要です。小学校入学後に小学校生活に馴染むことができずに教室での集団行動が困難な状況となる「小1プロブレム」の問題が指摘されています。

幼稚園、保育所、認定こども園等と、小学生の交流の機会の確保や、教育・保育の内容を工夫するなどし、小学校教育への円滑な接続を図ります。

さらに、子どもが小学校入学以降も円滑に生活ができるよう、必要な書類等を小学校へ送付するなど、教育・保育の連続性が担保されるよう進め、学校教育・保育及び小学校職員との緊密な連絡のもと、研修会や講演会等を開催し相互理解を深めます。

また、0歳から2歳を対象とする小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育事業に関しては、子どもの連続した育ちを保障する観点から、3歳から5歳の教育・保育を行う連携施設の設定が求められます。本市においては、地域型保育事業の連携施設への橋渡しを積極的に行います。

（7） 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実

① 児童相談所の設置経過及び児童虐待対策について

全国的に虐待相談件数や児童虐待問題が深刻化したことから、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童の適切な保護を行うことなどを目的として平成12年「児童虐待防止等に関する法律」が施行されました。

また、本市では法施行に先行し、児童虐待防止に関する取り組みを始め、平成14年度には「子ども虐待予防相談センター（YCAP）」を設置し、児童虐待の予防・早期発見に努めるとともに、虐待の重篤化、再発予防に努めてまいりました。

さらに、「横須賀市の子どもは、横須賀市が責任を持って育てる」との理念のもと、本市が児童相談所を設置できるよう国に働きかけ、平成16年に児童福祉法の改正が行われ、平成18年4月に児童相談所を開設いたしました。

平成20年4月には、子どもに関する総合的・一体的な取り組みを進めていくための拠点として「はぐくみかん」をオープンし、その中に児童相談所を移転し、施設及び職員体制の充実を図りました。

本市では、依然として増加傾向にある児童虐待に対し、学校、教育・保育施設、保健機関、医療機関、児童相談所をはじめとする行政及び関係機関が連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の発生そのものを予防できるよう啓発活動等を行います。

② 社会的養護体制の充実

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分を委ねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分考慮されながら養育される必要があります。

しかし、児童虐待等さまざまな理由により家庭で適切な養育を受けられない子どもは、社会全体で公的責任をもって保護し、健やかに育んでいく必要があります（社会的養護）。

社会的養護を必要とする子どもたちは、心身ともに大きなダメージを受けているため、その養育については、できる限り家庭的な環境のもと、特定の大人との継続的で安定した関係により行われる必要がありますが、我が国では、このような子どもに対する養育を、これまで主に児童養護施設等の施設により行ってきました（施設養護）。

今後、施設養護から家庭的環境での養育を主体とした体制に転換していくためには、施設養護においては、施設の小規模化や地域分散化を推進し、併せて里親やファミリーホームによる養育（家庭養護）も推進する必要がある、さらには社会的養護を市民全体で担っていく

という風土を醸成していくことも大切になります。

このことを踏まえ社会的養護や児童相談所の体制強化について、次のとおり進めていきます。

③ 社会的養護や児童相談所の体制強化の進め方

1 里親の開拓と委託の推進

- 家庭養護を推進するためには、社会的養護を必要とする子どもの受け皿となる里親への委託を拡大することが必要です。
- 新たな里親の開拓を図るとともに、里親支援を充実します。

【主な取り組み】

ア 里親制度の普及促進	● 里親制度を広く知ってもらうために、積極的に取材に応える取り組みなどメディアを活用して広報していきます。 ● 里親となり得る世代へ里親制度の情報が的確に届くように、学校などと連携するなど、対象を絞った広報を行います。 ● 里親の負担を軽減するとともに、市民に里親制度を身近に感じてもらうために、里親家庭をサポートするボランティアの仕組みを検討します。 ● 里親の普及について、民間と協力して実施する仕組みを検討します。 ● 巡回里親相談会や里親講座等を実施し、市民の里親に対する理解を深め、里親の開拓を進めます。 ● 週末などの短期間に、施設入所児童が養育家庭に滞在することで、児童に家庭的な雰囲気を体験してもらうとともに、里親制度の普及啓発を図ります。 ● 里親制度普及促進のための検討会を設置し、里親制度普及のための新たな方策を検討します。
イ 里親委託の推進・支援等	● 里親委託等推進員及び里親相談員を配置し、里親の活動をサポートします。 ● 里親の養育技術向上のために、里親の相互交流を行う場を設定します。 ● 里子の年代ごとの課題に合わせるなど、きめ細かな研修制度を充実します。 ● 一時的に里親が他の里親を利用できるレスパイト制度の利用を促進し、里親の負担軽減を図ります。 ● 専門里親の認定を促進し、養育が困難な児童の受け入れ態勢を充実します。 ● ファミリーホームの増設を検討していきます。
ウ 施設との連携	● 現在、里親支援の一部を市内児童養護施設（1か所）に委託していますが、将来的な里親数の増加に併せて、里親支援専門の職員の配置などに対する支援を検討していきます。

2 施設の家庭的養護の推進

- 施設をより家庭的な養育環境に変えていくための支援を行います。

【主な取り組み】

ア 人材育成の支援	● 家庭的養育環境を推進できる施設職員の専門的能力を向上させるため、市が研修を主催するなどの援助を行います。 ● 他施設での家庭的養育環境実現の好事例を紹介するなどの情報共有を行います。
イ 施設の改築支援	● 必要に応じて、施設の家庭的養護推進のための改築を支援します。
ウ 入所児童の家庭的体験の充実	● 入所児童などが養育家庭に短期間滞在し、家庭的な体験ができる「週末等家庭短期滞在事業」の担い手となるボランティアの増加を図ります。

3 施設の専門的ケアの充実

- 児童養護施設等では、虐待を受けた子どもや発達障害がある子どもたちの割合が増えています。
- 子どもたちが安心できる場所で、安定した人格形成や精神的回復等を図ることができる環境を整備します。

【主な取り組み】

ア 研修の充実	● 市が主体となり、職員の専門性の向上を図るために研修を充実させていきます。また施設においても先進的取り組みを学ぶ内部研修や専門的な外部研修へ参加できるよう支援していきます。
イ 児童精神科医師の巡回相談	● 子どもたちへのかかわり方については、児童精神科医の助言が有効です。児童相談所に配置している児童精神科医の一層の積極的活用を行っていきます。 また、施設などへの巡回相談を定期的に行い、子どもの受診や施設職員への助言を行っていきます。
ウ 理学療法士・作業療法士の巡回相談	● 障害のある子どもたちには、理学療法士等の専門家による早期の生活訓練指導等が、将来的な生活の質を向上させるために有効です。施設などへの巡回相談、施設職員への助言・指導を行っていきます。
エ 心理療法担当職員の配置	● 虐待を受けた経験や発達障害を有するなど特別なケアが必要な子どもの精神的回復のため、心理療法担当職員の能力の向上と、職員数が適切に確保されるよう努めます。

4 施設の人材確保・人材育成

- 虐待を受けた経験や発達障害がある子どもたちに適切に対応することが、心の傷を負った子どもたちの育ち直し、成長につながります。虐待により受けた心的ダメージを正確に理解し、対処できる職員等の存在が不可欠であるため、施設の人材確保や人材育成に取り組みます。

【主な取り組み】

ア 長期にわたって勤務できる職場環境の整備	● 複雑な問題を抱える子どもたちに対応するためには、経験豊富で力量のある職員が必要です。そのためには、施設職員が長期にわたって勤務できることが必要です。国の配置基準を上回る市独自の職員配置基準を今後も維持し、職員の健康面への配慮や子育て中の職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。
イ 神奈川県立保健福祉大学等との連携	● 児童養護施設等職員の定期的な確保を図るため、神奈川県立保健福祉大学などとの連携を図ります。児童養護施設などに関心のある学生に対し、児童養護施設などの適切な理解を深め、就労へとつなげるため、施設などと大学、市の三者の定期的な交流や、施設などでの行事に学生がボランティアとして活動できる機会を増やしていきます。
ウ 施設職員の人材育成	● 施設を越えた職員同士の勉強会など自主的な活動を支援していきます。

5 子どもの自立支援の充実

- 社会的養護を必要とする子どもたちは、一定の年齢になると、親等のもとよりそれまで受けていた支援等もなくなり、社会に出て行かなければなりません。そうした子どもたちが将来的に自立した生活を送ることができるよう、それぞれの段階に合わせた支援体制を整備します。

【主な取り組み】

ア 学習支援事業	● 学習の習慣づけを支援し、学校不適應・施設不適應を予防することで自立した社会人となることを目指し、児童養護施設の子どもの対象に、学習指導講師を派遣します。
イ 自立支援事業	● 社会的養護を必要とする子どもたちの背景を理解したうえで就労や住居の確保に協力する事業者、児童相談所、児童養護施設等との協力体制を構築し、子どもたちの自立を支援します。

6 子どもの権利擁護の推進

- 1989年に国連で採択され、日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に認めるものです。
- 子どもは、生まれたときからすでに立派な人間として尊重され、価値ある存在として認められなければなりません。子どもの権利擁護の推進のための取り組みを進めます。

【主な取り組み】

ア 子どもの意見・考えを反映させた施設運営	● これまでの「こども権利ノート」や、施設に置かれている意見箱の積極的活用を子どもたちに周知させると同時に、子どもが主体となった「子ども集会」の開催を施設に働きかけ、子どもの意見をくみ上げる仕組みを強化します。
イ 「子どもの権利擁護」についての定期的研修	● 施設職員や里親に対し、「子どもの権利」の理解徹底のための研修を市が主体となって開催します。
ウ 施設等での虐待防止の強化	● 平成20年の児童福祉法改正により定められた被措置児童等虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を図ります。
エ 養育方針の継続	● 長い期間、施設などで暮らす子どもたちが、施設職員や里親が変わってもつながりのある育てと健やかな育ちが行われるよう、適切な養育の記録と引継ぎが行われるようにします。

7 児童相談所の体制強化

- 子どもの支援を図るうえで、施設の家庭的養護の充実や職員等の専門的な知識と技術向上も重要ですが、児童相談所の体制強化も必要不可欠です。そのため、児童相談所職員の育成等、体制強化を図ります。

【主な取り組み】

ア 児童相談所 職員の育成	● 機能強化にかかる根幹的な課題は職員の育成にあります。年齢層に偏りがない人材確保と経験値の蓄積を目指します。経験年数ごとの効果的な研修プログラムも整備します。 ● 虐待相談件数の増加が止まらない状況を鑑み、児童福祉司だけでなく、子どもの心のケアを担う児童心理司の適切な配置を検討し、バランスのとれた職員体制を構築します。
イ 家族再統合の 発展的な試み	● 平成 22 年度に虐待などを受けた子どもと家族との関係修復を担う家族支援チームを創設しました。子どもを施設などで育て直すことは重要ですが、親子の交流から始め家族と子どもの持てる力を引き出し、家族の再統合・再構築に取り組んでいきます。 ● ペアレントトレーニングや家族合同ミーティングなどを継続して行い、親子間の関係性のアセスメントなどの研究・実践に取り組んでいきます。
ウ 一時保護所の 機能強化	● 一時保護所は、虐待や非行などさまざまな問題を抱えた子どもたちが生活しており、安全を守るために、外出や登校等に制限が加わることもあります。一人ひとりの人権に配慮して支援ができるよう、個別支援計画を立て、支援に取り組みます。 ● 一時保護中の子どもの学習権を保障するため、学習講師を適切に配置し、全体学習だけでなく個別学習の機会を増やす体制を検討します。

8 家族支援及び地域支援の充実

- 社会的養護の課題を考えるにあたっては、予防的視点をもった対応を図る必要があります。市民一人ひとりが子どもの生活に関心を持ち、社会的養護が必要となる前に家庭での生活が維持できるよう支援する体制づくりを目指します。

【主な取り組み】

ア 第一義的児童家庭相談窓口の機能強化	● 児童相談所につながる前の第一義的な相談窓口ソーシャルワークのできる専任職員の配置に取り組みます。 ● 職員の質の確保のための研修体制を整備します。
イ 関係機関との連携	● 複数の要因が多岐に関連し合う児童虐待などの問題は、児童相談所だけで解決できるものではありません。母子保健、生活保護、精神保健福祉、障害福祉、DV被害など多くの関係部署との連携が必要です。そして、効果的な連携を図るには、子どもの視点に立った問題解決のためのアプローチを共有することが必要です。そのために、児童虐待防止を視野に入れた関係部署との連絡会の開催を図ります。 ● 警察や病院、家庭裁判所などの外部機関との連携強化を図るための連絡会を開催していきます。
ウ 妊娠中からの子育て相談体制の整備	● 妊娠中からの相談体制をさらに充実させます。 ● 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問（通称：こんにちは赤ちゃん訪問）事業などで、家庭に訪問して子育ての相談に対応します。 ● 乳幼児健診や子育て教室での相談をさらに充実させます。
エ 子育ての孤立を防ぐ体制の整備	● 地域子育て支援拠点事業（通称：愛らんど）の機能強化を進め、親子が集える場、相談できる場を提供します。
オ 子育てのスキルアップを図る機会の提供	● 子どもと良い関係を築く子育てスキルの啓発に努めます。
カ 地域の子育て支援体制の充実	● 社会福祉協議会、町内会、子育てサークルなどと協働して地域の子育ての支援に取り組んでいきます。
キ 啓発活動の推進	● 教育・保育施設との連携を図り、大人や子どもを対象に「子どもの人権」について、啓発活動に取り組んでいきます。 ● 児童虐待防止月間への取り組みを市民の協力を得ながら行っていきます。 ● 社会的養護を必要とする子どもたちについて、市民一人ひとりが理解を深めるよう啓発活動に努め、また、地域との交流をさらに進めていきます。